

国官総第191号  
令和6年11月20日

本省局長等 殿  
地方局長等 殿  
独立行政法人の長 殿

国土交通省大臣官房長  
( 公 印 省 略 )

故崇仁親王妃御喪儀の当日における弔意表明について

標記について、別添のとおり内閣官房長官より通知がございましたので通知いたします。また、貴所属職員、関係機関・団体等に対し周知願います。





内閣閣第 179 号  
令和 6 年 11 月 15 日

国土交通事務次官 殿

内閣官房長官

故崇仁親王妃御喪儀の当日における弔意表明について

標記について、別添のとおり決定したので、通知します。  
なお、貴管下の関係機関に対してもしかるべく御配慮願います。

故崇仁親王妃御喪儀の当日における弔意表明について

〔令和6年11月15日〕  
〔内閣官房長官決定〕

故崇仁親王妃御喪儀の当日（令和6年11月26日）には、哀悼の意を表するため、次のとおり措置するものとする。

1 各府省においては、弔旗を掲揚すること。

なお、弔旗掲揚については、大正元年閣令第1号に準拠し、竿球は黒布をもって覆い、旗竿の上部に黒布を付することとするが、弔旗として半旗掲揚の慣行のあるところでは、それに従ってもよいこと。

2 各府省は、前項と同様の方法により哀悼の意を表するよう各公署等に対し、協力方を要請すること。